~ 国際研究 ~

第38回ベトナム本邦研修(ベトナム民法改正支援)

国際協力部教官 松原 禎 夫

1 支援の経緯

日本の法整備支援は、1994年に実施したベトナム 司法関係者に対する本邦研修が最初だと説明される。 政府開発援助(ODA)としての支援の始まりはその とおりであるが、それ以前から我が国の研究者がア ジア諸国の法整備支援に関与してきたことを見過ご すことはできない。その代表例が、森嶌昭夫教授(名 古屋大学名誉教授・特定非営利活動法人日本気候政 策センター理事長)のベトナムに対する支援であろ う。森嶌教授は、日本政府の法整備支援開始に先駆 けて、1995年のベトナム民法起草に協力された。ベ トナムは、1976年の南北統一以降、社会主義体制の 下で国造りを行ってきたが、長期にわたる経済不調 により国民生活は困窮し、それを克服すべく、1986 年にドイモイ(刷新)政策を打ち出し、市場主義経 済導入に向けて大きく舵を切った。市場経済導入に 伴い、それを支える法制度が必要となり、90年代以 降,様々な分野で法整備が始まり,民法の場合,1992 年から、ソ連崩壊後にロシアで制定された民法を参 考に起草作業が開始された。当時は、日本側、ベト ナム側ともに相互の情報が少なかった上, ベトナム 側に計画経済の発想が色濃く残っていたことから, 支援には相当な御苦労があったことは想像に難くな い1。実際に完成した1995年ベトナム民法は、計画経 済的発想を多分に残したもので、取引安全の保護が

十分とは言えず、例えば、表見代理や善意取得に関する規定は置かれなかった。

ベトナムは、経済発展に伴い、ほどなく1995年民 法の全面的な改正に着手することとなり、日本に対 して支援を要請した。JICAは、それに応じて、2000 年に森島教授を座長とするベトナム民法改正研究会 を立ち上げ、以降、同研究会が中心となり、ベトナ ム民法改正を支援し、その結果、同民法は、2005年 に改正された。現行法である2005年民法は、第1編 「総則」, 第2編「財産と所有権」, 第3編「債務と 契約」,第4編「相続」,第5編「土地使用権の移転 に関する規定」,第6編「知的財産権及び技術移転」, 第7編「渉外的要素をもつ民事関係」で構成される。 2005年民法改正に当たっては、ベトナム民法改正研 究会の先生方が詳細な助言を与えられたが、必ずし も日本側の意見が全て反映されたわけではない。べ トナム法整備支援では、あくまで主導権はベトナム 側にあり、日本側は要請に応じて協力するものであ る上、ベトナム側にも様々な意見があり、起草実務 者レベルでは、日本側の意見を十分理解しても、国 会や党幹部レベルにまで持っていくと様々な思惑か ら受け入れられないということも起り得る。2005年 民法には、いくつかの特徴が見られる。まず、その 倫理規範的色彩である。同民法には、「~してはなら ない。」旨の規定が散見されるが、その違反に対する 効果が規定されていないことが多く,要件・効果を

¹ この間のやり取りについては、森嶌昭夫「ベトナム民法 典の改正と日本の法整備支援」ICD NEWS27号16頁から21 頁にあり、非常に興味深いので、参照されたい。

² 角紀代恵「ベトナム2005年民法」ジュリストNo1406号参 昭

定めた法律の条文というより、倫理規範的色彩の濃いものがある。同法100条では、法人の種類として、共産党、軍、祖国統一戦線などを想定して国家組織、政治組織、経済組織などと規定されていることに加えて、世帯と組合にも法主体性が認められているが、構成員の範囲、意思決定手続などの規定が不十分である。その他大きな特徴として物権と債権の区別がないことが挙げられる。

2005年民法改正後のベトナムの経済発展は著しく、 外資の導入も活発であり、ベトナムは、同民法をより市場経済に適合し、かつ、世界的にも通用し得る ものとすることを目指して改正することとし、日本 に再び支援を要請したことから、本研修を実施する こととした。

2 本研修の概要

今回の民法改正に当たりベトナム側が関心を持つ 主要論点は、(1)法源、(2)民法典の体系、(3)法人、 (4)制限行為能力、(5)物権と債権の区別、(6)占有、 (7)土地使用権、(8)不動産登記、(9)担保物権、(10)契 約など多岐に渡る。本研修では、ベトナム側の関心 に答えるため、長年にわたりベトナム民法改正を支 援してこられたベトナム民法改正研究会の先生方に 講義・意見交換をお願いすることとした。それに加 えて、日本の民事手続の実態を学びたいとのベトナ ム側の要望に応じて、東京地方裁判所、東京三弁護 会の仲裁センター、弁護士事務所訪問を実施するこ ととした。

本研修の概要は以下のとおりである。

(1) 研修期間

平成23年2月27日~3月9日

(2) 研修場所

- ① 法務総合研究所本所
- ② JICA東京

(3) 研修員

ディン・チュン・トゥン 司法省次官 グエン・アム・ヒエウ

司法省民事経済法局副局長

ドー・フイ・チュン

国会事務局法律局副局長

ヴー・ティ・ミン・ホン

ベトナム祖国戦線中央委員会

法律民主主義局副局長・法律専門官

グエン・ホン・ハイ

司法省民事経済法局民事関連法課

課長・法律専門官

ホ・クアン・フイ

司法省国家担保取引登録局課長

チャン・ダン・ディン

司法省監査局行政監査課課長・監査官

フン・チュン・タップ

ハノイ法科大学民法学部民法学科長・教授

グエン・ティ・ゴック・ビック

司法省民事経済法局経済関連法課

副課長·法律専門官

チャン・ハイ・イェン

司法省国際協力局

アジア・アフリカ・オセアニア国際協力課

副課長・法律専門官

グエン・スアン・アイン

司法省法律理論研究所情報図書センター

副センター長・法律専門官

ホアン・ティ・トゥイ・ハン

司法省民事経済法局上席法律専門官

ホアン・スアン・ホアン

司法省大臣官房法律専門官

ドー・ザ・タン

政府事務局法律局法律専門官

クァット・ティ・トウ・ヒエン

最高人民裁判所裁判理論研究所

民事経済法研究部門専門家

(4) 研修内容

① 講義

森嶌 昭夫

(名古屋大学名誉教授・特定非営利活動法人 日本気候政策センター理事長)

新美 育文 (明治大学法学部教授) 内田 勝一

(早稲田大学常任理事·副総長/国際教養学術院教授)

野村 豊弘 (学習院大学法学部教授) 松本 恒雄

(一橋大学大学院法学研究科教授)

角 紀代恵 (立教大学法学部教授) 松尾 弘

(慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授)

- ② 訪問・見学等 東京地方裁判所 渥美坂井法律事務所 東京三弁護士会仲裁センター
- (5) 研修日程 別添研修日程のとおり
- (6) 使用言語 日本語―ベトナム語 (通訳: 大貫錦 氏,綱川秋子氏)

3 研修実施結果

ベトナム側が関心を持つ民法改正上の論点は多岐 に渡り、本研修では、これらにつき、講義及び意見 交換が行われたが、そのうち、特に興味深い事項に つき、いくつか紹介したい。

まず法源に関し、ベトナム民法3条は、「法律に規定されておらず、かつ、各当事者の合意がない場合、慣習を適用することができる。慣習がなければ法律の同様の規定を適用することができる。慣習と法律の同様な規定は本法典で規定される諸原則に反してはならない。」旨規定している。この点、ベトナム側発表によれば、ベトナムでは少数民族が法律と異なる慣習を持つことがあり、そのような場合に慣習を法律に優先して適用すべきか検討しているということであった。そして、ベトナム側研修員から、ベトナム中部高原地帯の少数民族の慣習として、以下の

事例が紹介された。その民族には、母系中心の生活様式が残っており、夫が妻の実家に婿入りするが、離婚の際には財産分与を受けることなくその家を離れるとの慣習があるところ、婚姻家族法は共有財産の分割を規定しており、現状では、裁判所は慣習を適用できず法律を適用しなければならないとのことである。この点につき、日本側講師から、一般的に慣習と法律の関係を規定する項目を立てるのではなく、財産分割のところに少数民族に異なる慣習があるときはこれにしたがう旨の規定を置くことが考えられるが、その際には、少数民族の自立性を尊重しつつ、ベトナム社会全体の状況や関係者の権利などを十分考慮しなければならない旨の指摘があった。

次に、民法の体系について、ベトナム側研修員から、民法典に親族編を設けるべきか、また、その場合、既存の婚姻家族法との関係をどのようにすべきか検討している旨の発表があった。これに関連して、日本側講師から、日本民法の起草の際、親族編を重視した起草者から、第1編「総則」、第2編「親族」、第3編「物権」、第4編「債権」、第5編「相続」とすべきとの意見が出されたが、多数意見とならなかった旨の紹介があった。



また、占有に関し、善意取得の規定が議論された。 1995年民法に善意取得の規定は置かれなかったが、 2005年民法には善意取得者の保護に関する規定があ る。ベトナム民法257条は、「財産の処分権を有しな い者との無償契約によって、所有権登記が不要な動 産を取得した者が善意の占有者である場合、所有者 は、動産の返還を要求する権利を有する。契約が有 償の場合は、動産が盗難、紛失または所有者の意思 外に占有される他の場合において、その動産の返還 を要求する権利を有する。」旨、同法258条は、「所有 者は、所有権登記が必要な動産または不動産の返還 を要求することができる。ただし、善意の第三者が 競売を介して当該財産を、国家の権限機関の判決又 は決定で当該財産の所有者と認められた者から取得 したが、後に当該判決・決定が破棄・修正されたた め当該譲渡人が財産所有者でなくなった場合を除 く。」旨規定する。この点につき、日本側講師から、 不動産の即時取得については、取引頻度や価格の違 いなどから必ずしも動産と同列に扱うことはできな い上、不動産登記を信頼した者を保護するのであれ ば、登記制度が一定程度整備されていることが前提 であり、そうでない時期に登記を信頼した者を保護 するという制度設計には問題が残る旨指摘された。 さらに、日本側講師から、ベトナム民法257条は、所 有者の返還請求権及びその制限という観点から規定 しているが、動産取引の発展に伴い、より善意取得 の保護という観点からの規定が望ましい旨の助言が あった。

なお、本研修に同行した西岡剛JICA長期専門家 (前当部教官・検事)から、ベトナムにおける各種 登記制度につき、以下のとおり補足説明された。

(1) 各種証明書の場合

土地一土地使用権の登記(土地使用権登記事務 所・土地法46条)

> 土地使用権証明書の発給(人民委員会・ 土地法52条)

住宅―住宅所有権証明書の発給(人民委員会発 行・住宅管理機関交付・住宅法14~16 条)

(2) 担保取引の場合

土地使用権一土地使用権登記事務所で登記 (デクレ83号3条, 28条) 住宅―登記は任意(土地の定着物として土地使 用権登記事務所で登記・デクレ83号28 条)

動産―取引・財産登録センターで登記 (デクレ 83号34条 2項)

次に、不法行為に対する損害賠償に関する議論を 紹介する。

ベトナム民法609条, 610条, 611条は, 精神的損害 に対する損害賠償を認めているが、生命侵害、健康 侵害,名誉等侵害に付随する精神的損害に限って認 めている。この点、日本側講師から、生命侵害等を 伴わない純粋な精神的損害もあり得るのではないか と指摘された。また、同法は、精神的損害に対する 損害賠償額の算定について、合意によるのが基本原 則で、合意がない場合には最低賃金を基準として上 限を定めるという形式を採用しており、生命侵害に 伴う場合は60か月、健康侵害に伴う場合は30か月、 名誉等侵害に伴う場合は10か月の最低賃金を超えて はならない旨規定されている。この点、ベトナム側 研修員によれば、この算定方法では賠償額が低額に なる傾向があり、裁判所が裁量で算定する方法も検 討しているとのことであった。また、ベトナム民法 612条1項は、「被害者が完全に労働能力を失った場 合,被害者は、死亡する時まで、損害賠償を受領す る。」旨規定している。この点、ベトナム側研修員か ら、同項によれば加害者は被害者を一生養わなけれ ばならず、生命侵害よりはるかに高額な責任を負う ことになりかねず問題がある旨の意見があった。



4 終わりに

本研修では、ベトナム側研修員と日本側講師・訪問先関係者との間で非常に活発な議論が行われた。 日本での研修に数回参加したことのある研修員は、今回の研修は、過去の研修と比べても、十分な意見交換を行うことができ特に有意義であったと述べていた。これは、長年にわたる日本の支援の効果もあり、ベトナム側研修員の民法への理解や法的思考が深まった結果でもあると思われ、この点、日本側講師の先生方もベトナム側の実力向上により深い議論ができるようになった旨述べておられた。今後、ベトナムでは、民法改正の議論がますます深まると思われるところ、当部においても、必要な情報を収集しつつ、できる限りの支援を継続していきたい。また、近い将来、ベトナムと日本が対等な関係で互いの法制度を研究する日が来ることを願っている。

最後に、本研修について御支援、御協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。

